

松山市小児科新規開業促進補助金

松山市では、365日24時間の小児救急医療体制を堅持し、市民の安全・安心を確保するとともに、地域の子育て環境の向上を図るため、市内の小児科開業医が不足する地域に、小児科を標榜する診療所を新規に開設する場合に、費用の一部を補助します。

補助対象者

- 直近の勤務先が市外の小児科の医療機関である55歳未満の医師
- その他市長が特に必要と認める医師又は医療法人

補助要件

- 診療所の新規開業後、10年以上診療を継続すること
- 松山市急患医療センターの小児科に出務すること
- 松山市が実施する健康診査に協力すること
- 松山市医師会の会員として、松山市医師会休日診療所の診療などに協力すること
- 上記のほか、松山市が実施する地域医療に関する事業に積極的に協力すること



対象経費

- 土地の取得費
- 建物の取得費、改修費、建設費
- 医療機器等の備品の購入費

補助金額

対象経費に対して
1,000万円を上限に補助

※ 補助金の活用を検討される場合、まずは、お問合せください。

相談
お問い合わせ先

松山市保健所 医事薬事課 救急医療担当

☎ 089-911-1804

